

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大玉村は、福島県のほぼ中央部にあり、日本百名山としても有名な安達太良山の山麓に広がる面積 79.4k m²の小さな村である。

本村の総人口は、近年若干ではあるが増加している。しかし、年齢3区分別の人口をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合が低下しており、今後は総人口、年少人口、生産年齢人口の減少傾向が見込まれている。

本村は古くから農業主体の村であるが、国道4号線と東北自動車道が村内を貫通し、福島市・郡山市の中間に位置しておりアクセスが良好であることから、4号線沿線の産業集積エリアと村内2つの工業団地には主要企業が立地している。

総就業者数を産業別にみると、第一次産業が12.1%、第二次産業が35.9%、残り52.0%が第三次産業となっている。

現在、村内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。安定した就労の場を確保するとともに、村内の経済基盤を確立するためにも、既存の企業を育成するとともに、地場産業の育成が喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、村内における中小企業の産業競争力を向上させ、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

大玉村の産業は、農林業、建設業、製造業等と多岐に渡り、多様な業種が大玉村内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

大玉村の産業は、国道4号線沿線の産業集積エリアと村内2つの工業団地を中心に広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、大玉村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

大玉村の産業は、農林業、建設業、製造業等と多岐に渡り、多様な業種が大玉村の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の促進、IT導入による業務効率化、省エネの促進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする（ただし、国が同意した日から生産性向上特別措置法の廃止日までとする。）。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。